# ウクライナ戦争で原発が「核爆弾」に変わる恐怖

山 久隆

### 戦争における原発攻撃の問 題点

シア イナ戦争 2 月 軍によるウク 24目 が始まった。 か ね / ライ てから懸念されて j 、の侵略、 ゥ e V クラ たロ

その 国に対する本格的な武 な特徴が 慌 ウクライナ戦争には てふ b 0 ため 7ある。 をタ 1 11 たの それは、 ゲ ノツト は、 力攻撃 としたことだ。 他 欧 13 玉 州 は 際原子力機 ・であ 随 なか ŋ 0 0 た 原 大き 発大 原 関

IAEAだ。

地域に れてい に撤 設 理してい なったチェル 1 ウクライナ 戦 9 の攻撃を非難 退した。 8 争 口 汚 た放 ッシー 6 が 染を た従業員を拘 年に重大事故を起こして廃炉 始 射 ま 拡 性 の支援を続けるとしてい 事 ノブイリ原発を占拠した。 散させ つ 務 物質を掘り起こすなどして 局 į 長 直 東 は た挙げ 自ら 後、 繰り返し原子力施 も現地を視察 句に、 周 口 囲に シ ア 埋 3 る。 軍 月 管 は

口

シア軍は、

南

部に

にあるげ

ポ

ij

1

ジ

ヤ

原

在

球

被

ば

<u>ر</u> د

を引き起こし、

それ

が遠

因

たが4号機が爆発して世界規模の汚染

/黒煙

チ

ヤ

ンネル

炉 ij

で、

4

基

が

稼 K

働

L 圧

7 力管

13

地

チ

エ 巻

ル

ブ

1

/ 原発 7 日

は

R

В

Μ

T 月17日) 発にも進撃 軍 は運転を継続してい の支配下にある。 ь 4 し2月 カ 月以 28 日 上に に占 る。 L わ が たり 拠 6 L 原 た。 基 発 のうち 現 は 在 口

### ウクライナの原子力施設

だ。 ウ クライナは欧州 でも最 大 級 0 原 発 玉

棄物 n 0 た、 他に 玉 内に 0 使用 チ 管 は 理 工 施設 済 ル 4 み燃 箇 が ブ 所に 料 あ イ いる 15 基 1) 1 原 発 0 ル 原 を含 事 発 故 が む 0) 放 後に あ ŋ 射 作 性 廃 そ ß

管され 研 また、 究施設があ ている。 最 前 ŋ 線 0 都 それ 市 ぞれ *ا*ر ル 放射 丰 ・ウに ?性物 \$ 質 原 が 子 保 カ

発 2 8基 に陥 7 X いるので、 ウ 基、 ij クライナの電 る。 が 運 1] ツ その 転を継続 É 丰 ゥ 1 これらが 原発2基 原発1基の合計7基。 ため、 力は、 ている 戦 南ウ 停止したら 争中 半 ク -分を原 / ライ (ザ でも常 ッポリー ナ 7 電 然発で 原 月 力不足 発2基 17 ジ 7 賄 ヤ 日 原 現 0

型軽

水炉であり、

一本では

6美浜原

発など

旧

連

製

で V

V

4

4

0 0)

لح

V

V

Е 全 6

0

0 ポ

万 k

W

欧 ゥ

州

最大級の原発だ。

表 ソ

のように、

クラ

1

ナ

原発は

7

ザ

1)

1

ジ

ヤ

原

発

6

基

で

計

出

力

は

1

0

Ŏ

0の二つの

タイプ。 E R

13

ずれも加圧

水 R

関

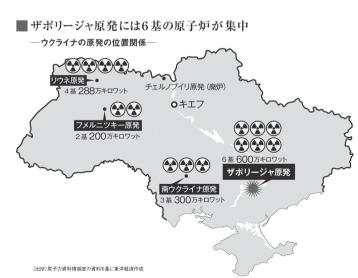
西

0)

b

のに似

41 る。



東洋経済オンライン「緊急リポート ウクライナショック」より

それほどに電力不足は深刻だった。 事故直後に全機廃炉になった福島第一原発 ソ連 だから、 今も5、6号機が動いているに等しい状況 が、メルトダウンした1、2、3号機の横で たちには到底理解できない。 2000年まで動かしてい 7 W が崩 た3号機が廃炉になっ その違和感は理解できるだろう。 20 0 0年に たこと自 は 言 最 い換えれば そ 後に残 n 体、 でも 私

## ザポリージャ(ザポロジェ)原発

幸い、原子炉 ベルは、 たと考えられている。 棟とみられており、 発を占拠し、 3月3日夜、 問題にはならなかった。 その設備の のある建屋では ロシア軍 守備隊との交戦があ 原発周辺の放射線 ーはザポ 部を破壊 なく訓練管理 **ホリージ** した。 · ヤ原

しかしこの攻撃と占拠は、核による大惨事の恐れを拡大し続けている。戦争で原発があることへの想定を超えた危険性が明確になった。

事態である。
現在、ロシア軍は原発の敷地内にミサイ現在、ロシア軍は原発の敷地内にミサイの

戦争は続いており、ロシア軍の原発占拠

これは原発へのさらなる攻撃がいつでも起 ことを意味している。 こり得る状況が現在進行形で出現している り電力はウクライナ各地に送られている。 を拒まれたままである。 発を管理してい いている。 ない。 現 在、 Ι ウクライ 原発は AEAも立ち入り ナ政 稼働してお 府は 原

### 戦場では電力網も標的になる

れる。 も防 その結果、 ギー施設の攻撃は常に行なわれる。 商 略物資であり戦 一破壊や通信遮断、 戦 争当 御側も重要施設に軍事力を集中する。 事国にとって、 大規模な攻撃と戦闘に巻き込ま 略目標だ。 電力網破壊やエネ 社 戦争になれ 会インフラは 攻撃側 ば通 ル 戦

力行使は禁止されている。 打撃を与える原子力やダム施設に対する武甚大な影響を受け、戦後の復興にも深刻な国際法でもそれは考慮され、攻撃により

設が直接攻撃を受けなくても電力網 対する武力行使は行なわれ 撃は禁止されていないから、 きたかのように偽装することもあり得る。 れら施設への意図的な攻撃は、 証はない。 また、 法で禁止されても、 電力 特に戦争が混迷し始めると、 網 (発送電施設・設備) それが遵守される保 る。 これら施設に 偶発的に起 原発は の攻 の攻 ح 施

している。
した状況下(この場合は地震が原因)で発生した状況下(この場合は地震が原因)で発生になる。福島第一原発事故は、まさにそう撃により外部電源が失われれば危機的状況

網羅的 原発は危機的状況になる。 能になる可能性は なえば、 いないが、 ロシア軍が な攻撃をしている状況は確認され 原発 原発の周辺で大規模な攻撃を行 ウクライナの への電力線が損傷 高 6 その時点で、 電 力網に対して 送電 不 7

に起きるのが戦時だ。 イナ原発上空をロ Aに報告している。 (カリブルとみられる) 6月26日、 ウクライナ政 シア側の巡航 このような事 が飛び去ったとI 府 は、 3 が日 南 サイ ゥ 常 A 的 E クラ ル

比べものにならないくらい危険だ。原発の運転を強行する場合も、通常時とはリージャ原発のように軍が銃を突きつけて原発への直接攻撃ではなくても、ザポ

脅威、 が占領していた期間には、 緊張感の下にある。 原発では2月24日~3月31日までロシア クになっている。 り高まる。原発の安全にとって大きなリス のだから、 運転員や従業員は、 身の危険を感じて運転を強 不測の事態が起こる可能性は 実際に、 それに加えて軍事的 原 発 チェ 職 の運転時は 員 ル の交代 ノブイリ 61 られ 強 軍 ょ る な

とんど認められなかった。

する法改正が必要との認識を示したといの警護について、平時から自衛隊の任務にの警護について、平時から自衛隊の任務に

使 在再稼働の条件とされている「特定重大事 ではないことは原子力規制委員会も認めて 定しているだけで、 故対処等施設」も、 使には護りようはない。 出す以外の何物でもない。原発への武力行 11 る。 これなどは、 (例えばミサイル攻撃など)を想定したもの 自ら原発で交戦状態を作り 小規模なテロ攻撃を想 戦争や本格的な武力行 言い換えれば、 現

た攻撃をするだけだ。側は目的を達成するため、より強度を上げのよれに対して自衛隊を配備すれば、攻撃

る。 しい。原発が原爆に変わってしまうのであ 日本は海岸線に核地雷を並べているに等

#### 国際法の体制

か。 置する。 責務を負わせるため、 される。 い国際法の規定だろうか 原発への攻撃は 国際法は、 国際的な法制度に由来する間違 さらに条約は締約国 しか 条約、協定、行動規範で構成 し原発とそれに付随する核燃 「戦争犯罪」といえるの 国際法の最上位に位 に合意された e V 0)

法な武力行使として非難された。

方で、

玉

年のイスラエルによる攻撃は、

「際連合憲章第2条4項に基づき、

明白化してはいない。出され、そのような現状は法的な関係性を出され、そのような現状は法的な関係性を広く合意された他の枠組みや規範の中に見ない。そこで期待される各国の行動は、料施設などを特別に扱う独立した条約は存

最もよく知られているものは、イスラエの攻撃は驚くほど多い。実際のところ、国家主体の原子力施設へ

ルによる攻撃である。

炉ではないとシリア側は主張している。 リア攻撃については、攻撃されたのは原子 燃料を入れる前の原子炉だった。なお、 惑の原子炉」を攻撃した。どちらの場合も、 空軍は2007年にも今度はシリアで「 くの国々によって非難された。イスラエル あるとして、バグダッド郊外のフランス製 原子炉を攻撃した。これは米国 原子炉がイラクの核兵器開発計画 1981年、 イスラエル空軍は、 をはじめ多 の一環で オシラク シ 疑

がらない民間施設であり、

攻撃された施設は、

ウクライナ軍とは

繋

攻撃は差別的に

イナが行なったとロシアが主張するようないう、全く真実ではない「理由」を正という、全く真実ではない「理由」を正という、全く真実ではない「理由」を正という、全は真実ではない「理由」を正という、全は真実ではない

ない ものと均 衡してい 証 るとい 7 61 いう根拠 な は見見

#### ジュ 書と 原

その 問題を提起した結果、 次の通りである。 議定書が成立した。 撃に対する除外を提唱した。 のある「原子力発電所」を含む施設への攻 1 攻 9 攻撃が一 5 6 般 市民を危険にさらすおそれ 玉 赤 ジュネー + 議定書第 字 IRCがこの Î ブ条約第 R C 56条は は、

書 ジュネー 牲者の保護に関する1977年6月8 約の追加議定書及び国際的な武力紛争の 1949年8月12 ヴ諸条約 0 追 日 加議 0) ジュ 定書 ネ (第一議 ] ヴ 諸 Ĭ 定 0) 犠 条

施設 の保護 56 条 危 険 な力 危 険な力を内 を内 . 蔵 はする 蔵する工 Ī. 作 物 作物 及 び 及び

攻 所は、 設、 攻撃がこ 0 作物又は施設 住民の間 力の放出を引き起こし、その結果文民たる あっても、 攻撃の対 軍事 すなわち、 これらの物が軍事目標である場合で 標は、 同に重 れら 象としてはならない。 これらを攻撃することが危険な 0 の場所又は近傍に位置する他 一大な損失をもたらすときは 当該他 ダム、堤防及び 莋 物又は施 !の軍事目標に対する 設からの これらの工 原子力発電 危険 施

> な力 は、 0 放 の間に重大な損失をもたらす場合に の対象としてはならな 出を引き起こし、 その結果文民た

2019年に第一議定書から離脱した。 となっている。 れはほぼ間違い かし170以上 けている。 議定書に違反しないことを米国に 定書は、 めることを断固として拒否してきた。 米国は 米国は第一議定書に署名した。 核施設への攻撃を核兵器禁止 批准 貫して第一議定書の批准を ロシアは議定書を批准 に向けて努力してい の国が批准したことで、 なく有効な国 際的 一条約に含 行 した後、 この議 、る間 **予動規範** 義 務が しか 拒否 ح は

ことが危険な力の放出を引き起こし、 び原子力発電所は、 険な力を内蔵する工作物及び施設の保護)は、 らすときは、 結果文民たる住民の間に重大な損失をもた である場合であっても、 0) 0) 簡 ジュネー 作物及び施設、 とおり規定する。 攻撃にも適用される。 **1潔ではあるが、核施設および関連施設** ブ条約第二 攻撃の すなわ これらの物が軍事目 「危険な力を内蔵する 対象としては 議定書は、 これらを攻撃する ち、 議定書 ダム、堤防 第 15 はる ならな その か ( 危 次 及 ^ 13

そ 米国はこの議定書に署名したが、 な 61 ここでは 口 ーシアは まだ議定 批 准 は

> それに伴う市民の重大な損失を引き起こし 瞭であることに言及し、 二議定書に違反 たのでは かしロシアは、 0) ないと主張するだろう。 玉 であり、 第15条の条件が曖 していると考えられ その最 危険な力の解放と 近 0) 行動 味で不明 る。 は、

は、 い大国、 備えていないことに留意しなければならな 強制や、 全保障理事会やその他団 を強制する能力をほとんど、 い。特に、 反している締約国に対してその条項 ただし、条約や国際規範の大部 なおさらである この場合は常任 それに対する措置の対象とならな 違反している締約国が、 理 体による何ら 事 あるい 国 [である場合 分 は全く É 国連安 は、 か 概 0 念 違

0 考える。 ような行動が重要になるだろう。 限に抑えるためにはウクライナが取り得る がこれ以上自制することは極めて難し 9 行動や選 の可能性 の危険施設に対する攻撃を見 このように、 譲歩を引き出す いては 停戦交渉 そのため、 択肢、 自 |はますます低いと言わざるを得 ロシア政 団を作るべきである。 ウクライナにおける原発等 望め 環境や住民への影響を最 例えば原発を止めるなどの 治 ために出 の現状を考えると、 0) 来るだけ であれ n れば、 ロシアに ロシア いと 定 そ な

ひさたか たんぽぽ